平成２５年（フ）第３７号
岐阜県可児市広眺ケ丘９丁目25番地、前住所岐阜県可児市広眺ケ丘８丁目40番地
破産者　濵畠　明彦
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第４４８号
静岡県伊東市荻480番地の237
破産者　岩澤　和典
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
静岡県沼津市大岡1958番地の１　第１弥生ハイツ101号、前住所静岡県沼津市大岡806番地の１　エンゼルフォート大岡404号
破産者　飯島　崇光
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
静岡県沼津市大岡1958番地の１　第一弥生ハイツ101、前住所静岡県沼津市寿町14番14号飯島商会
破産者　飯島　敏子
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３４８号
静岡県浜松市南区三島町1491　サンハイツミシマ107、住民票上の住所静岡県磐田市東貝塚1168番地１
破産者　服部すみゑ
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５００号
京都市左京区田中上大久保町13番地２　ネオコーポ洛北704号
破産者　岩崎　正男
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５０１号
京都市左京区田中上大久保町13番地２　ネオコーポ洛北704号
破産者　岩崎百合子
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
和歌山市和歌浦東２丁目８番10号
破産者　東　　正隆
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５８号
広島県呉市天応西条３丁目25番３号
破産者　伊藤住宅こと　伊藤　守人
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２９号
香川県高松市円座町995番地　サンタウン円座Ｅ棟Ｅ101号室
破産者　藤田　　稔
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２号
香川県高松市林町2569番地　淀商借家７号室
破産者　神内　信一
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０６号
香川県高松市円座町1062番地１
破産者　香川　一清
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９７号
大分市大字猪野1430番地の２　アーバン明治１番館905
破産者　佐藤　重雄
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１号
宮崎県都城市高崎町縄瀬4607番地６
破産者　根岸　　忠
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１６３６号
埼玉県坂戸市関間３丁目12―53―816、開始決定時の住所埼玉県坂戸市大字善能寺386―４
破産者　高橋　利仁
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９２号
千葉県佐倉市上志津1079―83―402、開始決定時の住所千葉県佐倉市染井野２丁目25―２
破産者　菊地　一行
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６６４号
東京都大田区矢口２丁目29―４
破産者　清須　　譲
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１１８号
東京都世田谷区北烏山３丁目１―３―304
破産者　貫洞　道明
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部